

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

令和4年7月22日現在

対象者			出席停止等の取扱い		
感染者			出席停止		
濃厚接触者	児童生徒等 (本人)		出席停止 ※PCR 検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触等の翌日から 5 日間 は登校不可 ※ただし、抗原定性検査キット(自費)により 2 日目と 3 日目 に検査を行い、陰性であった場合には、 3 日目から 登校可。		
	同居家族	【症状あり】	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR 検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可		
		【症状なし】	自宅待機となった同居家族とともに児童生徒等本人も症状がない場合、登校可		
発熱や咳等の 症状がみられるとき (PCR 検査受検予定なし)		児童生徒等 (本人)	出席停止 ※症状がなくなれば登校可		
		同居家族	登校可		
PCR 検査 受検 の 予 定 あ り	発熱や咳等の 症状がみられるとき		児童生徒等 (本人)	出席停止 ※PCR 検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可	
			同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR 検査結果が陰性であれば登校可	
	<u>症状はないが、念のため検査を受検する場合</u>	【施設等で陽性者発生なし】	児童生徒等 (本人)	登校可	
		〔スクリーニング ・入院、手術 等〕	同居家族	登校可	
			【施設等で陽性者発生あり】	児童生徒等 (本人)	出席停止
		〔学級閉鎖 一斉 PCR 等〕	同居家族	登校可	
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や 基礎疾患等がある児童生徒等が 感染予防のため欠席			校長が出席しなくてもよいと認めた日		
何ら症状等がない児童生徒等が 「感染が不安」との理由で欠席する場合					
児童生徒本人の ワクチン接種		接種のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日		
		副反応のため欠席	出席停止		

○出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。

○「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。

○上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。

○週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。

○行事等の際の登校判断に関して、相談があれば学校へ。